

## 新型コロナウイルスの影響を踏まえた審査員更新の対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、総合規則\*にて定める上級審査員及び審査員（以下、「審査員」という）の登録継続要件のうち審査件数が不足する場合について、下記の通り対応するものとします。

\* ASIAGAP11.1.5、JGAP11.5「上級審査員、審査員の登録の継続」

### 記

#### 1. 猶予期間の設定

審査員資格の継続時に定められた審査件数を満たせない場合、猶予期間を設けることとする

#### 2. 対象者と猶予期間

① 対象者：審査員の有効期限が 2020 年 4 月末から 2020 年 5 月末の間にあり、2020 年 6 月末までに継続申請書を提出した者

猶予期間：2020 年 9 月末日まで

② 対象者：審査員の有効期限が 2020 年 6 月末から 2020 年 12 月末の間にあり、有効期限までに継続申請書を提出した者

猶予期間：有効期限の翌日から 90 日後まで

#### 3. 条件

継続申請書にて、審査件数以外の要件を満たすことが確認できること

#### 4. 猶予期間中の証明

猶予期間中は、審査員カードの代わりに、審査員登録証を発行することとする

#### 5. 審査員カードの発行までの手続き

① 審査員は、猶予期間中に不足分の審査件数を満たした場合、協会にその旨を連絡する

② 協会は、①の連絡を受けて審査員継続要件を確認し、審査員カードを発行する

③ 審査員の有効期限は、協会が要件を確認した日から 1 年後の月末とする（初回登録日は変更なし）

以上